

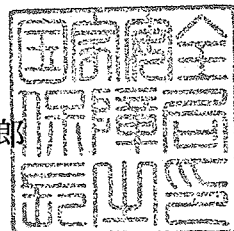


閣安保第618号  
平成27年11月2日

## 行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人  
情報公開市民センター  
理事長 新海聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、決定しましたので通知します。

### 記

- 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する武力攻撃事態法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 開示する行政文書の名称等
  - 平成26年9月24日 関係省庁局長級会議資料 切れ目のない安全保障法制の整備のための事態対処法制の改正の方向性（案）
  - 平成26年9月24日 関係省庁局長級会議資料 存立事態（仮称）に至る前に必要となり得る準備等のための措置の例
  - 平成26年9月24日 関係省庁局長級会議資料 存立事態（仮称）における国以外の者（地方公共団体及び民間事業者）の協力
- 不開示とした部分とその理由
  - 上記2（1）3～6枚目、（2）1～7枚目及び（3）1枚目中の不開示とした部分は、武力攻撃事態法改正の検討に際し開催した関係省庁局長級の会議資料であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。  
これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれ、及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。  
以上のことから、当該文書は、法第5条第3号及び第5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

#### 4 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法等

\* 同封の説明事項をお読みください。

##### <実施の方法>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく実施手数料(※)
A 4判文書 15枚	閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
A 4判文書 15枚	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	150円	0円
A 4判文書 15枚 (うちカラー 15枚)	複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 20円	300円	0円
A 4判文書 15枚	スキャナにより電子化し CD-R に複写したものの交付 (PDF ファイル)	CD-R 1枚につき 100円に、文書1枚ごとに 10円を加えた額 (CD-R 1枚)	250円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

##### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成 27 年 11 月 9 日から平成 28 年 1 月 29 日まで（行政機関の休日を除く。）

10:00 から 17:00 まで（昼休みの 12:00 から 13:00 を除く。）

場所：中央合同庁舎第 8 号館 2 階 N213 号室

東京都千代田区永田町 1-6-1

##### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から 3 日後までに発送予定。

① 複写機により白黒で複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）500g まで 400 円。

② スキャナにより電子化し CD-R に複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）100g まで 140 円。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から

起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)

内閣官房国家安全保障局

TEL: 03-5253-2111 (内線) 82924